



2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社
コード番号 6 9 7 6 東 証 プ ラ イ ム
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 佐瀬 克也
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 福田 智光
電 話 (0 3) 6 7 5 7 - 8 3 1 0 (代)
U R L <https://www.yuden.co.jp/jp/>

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 17 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 197,034 株
(3) 処分価額	1 株につき 2522.5 円
(4) 処分総額	497,018,265 円
(5) 処分予定先	当社の取締役※ 3 名 92,964 株 当社の執行役員 12 名 104,070 株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 6 月 27 日開催の第 83 期定時株主総会において、2022 年 6 月 29 日開催の第 81 期定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）である「役位別譲渡制限付株式」及び「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、並びに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額に関して、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動賞与」の額（以下「金銭報酬枠」という。）については、年額 5 億円以内（うち社外取締役分 4,000 万円以内）、また、本制度に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額（以下「株式報酬枠」という。）については、「役位別譲渡制限付株式報酬」として年額 5,000 万円以内（各事業年度において割り当てる役位別譲渡制限付株式の総数は 12,500 株を上限とする。）、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬」として年額 1 億 5,000 万円以内（各事業年度において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数は 37,500 株を上限とする。）とすること等についてご承認いただいております。

また、2025年6月27日開催の第84期定時株主総会において、第84期定時株主総会にて再任され引き続き在任する当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対して、本制度の導入前に株式報酬型ストックオプションとして割り当てられて保有する未行使の新株予約権を各人において放棄する代わりに、当該未行使の新株予約権の目的となる株式の数と同数の譲渡制限付株式を割り当てること（以下「本移行措置」という。）の実施にあたり、第85期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に限り、上記の金銭報酬枠及び株式報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を3億以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数は82,500株を上限とすること等につき、ご承認いただいております。

本日、当社取締役会の決議により、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間（以下「役務提供期間」という。）に係る役位別譲渡制限付株式報酬及び本移行措置に係る譲渡制限付株式報酬（以下「本移行措置分」という。）として、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）3名及び執行役員12名（以下「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計497,018,265円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式197,034株を割り当てることといたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月17日から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

I. 役位別譲渡制限付株式報酬

当社は、割当対象者が、役務提供期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該喪失の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

II. 本移行措置分

当社は、割当対象者が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

③譲渡制限の解除

I. 役位別譲渡制限付株式報酬

当社は、割当対象者が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、2025 年 4 月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該喪失の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

II. 本移行措置分

当社は、期間満了時点をもって、割当対象者が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものいたします。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものいたします。

④株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤組織再編等における取扱い

I. 役位別譲渡制限付株式報酬

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025 年 4 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

II 本移行措置分

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の

全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 6 月 26 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2522.5 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上